

# 西松浦地区合併協議会 議事録

( 第八回 )

日時：平成17年 1月21日  
会場：焱の博記念堂 2階会議場

## 開 会（ 15時 30分 ）

### ○事務局長（ 福島 清人 ）

定刻になりましたので第8回の合併協議会を開催させていただきます。

会を始めます前に本日の資料の確認をお願い致します。資料は本日の会議次第と別冊資料1、それから別冊資料2、それに新町建設案の4つでございます。

それでは始めに会長にご挨拶を頂き、引き続き会の進行をよろしくお願い致します。

### ○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中にご出席を頂きましてありがとうございます。

いよいよこの合併協議会も今回で8回目を数え、本日をもって協定項目すべての協議が出揃うことになっております。

重要項目の一つであります、新町建設計画案もほぼ出来上がっているようであります。このような、これまでの結果を踏まえまして、西有田町では来週から住民説明会の開催を予定しておりますし、有田町でも近々開催されるということでございます。住民のみなさんに、合併に関するすべての情報を提供し、説明をした上で、ご理解と納得をしていただき、合併の気運をさらに盛り上げて行きたいと思っております。

本日は皆様の熱心な議論をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

それでは会に入りたいと思います。ただいま出席委員は16名でございますが、県の市町村課長の黒岩委員さんがもうすでに佐賀の方を出発されております。まもなく出席をして頂くものと思います。定足数に達しておりますので、第八回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。

審議に先だち、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の今村委員さんと西有田の南委員さんのお二人をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それではよろしくお願い致します。

それでは早速議題に入らせて頂きます。最初は報告第1号、第7回から第9回までの幹事会の会議概要について、江崎幹事長からご報告をお願いします。

### ○1号委員（ 江崎 幹夫 ）

1 ページをお開き頂きたいと思っております。報告第1号、第7回から第9回幹事会における協議等の結果について報告いたします。平成17年1月12日に第7回、17日に第8回、19日に第9回の幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により下記のとおり報告します。

#### 1. 第8回協議会協議事項について、確認事項でございます。

第8回協議会へ提案する協議事項について、協議第51号「平成17年度西松浦地区合併協議会予算案について」、第52号「その他の協議が必要な事業の取扱い」、第53号「地域審議会の設置に関する協議書」、提案事項「新町建設計画」についての提案内容及び参考資料を調整致しました。

#### 2. その他でございます。

確認事項、今後のスケジュールについて、事務局より説明を受け調整確認を致しました。

以上報告終わります。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、これについて何かご質問ございませんか。

はい、意見もないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

次に報告第2号、第3回及び第4回新町建設計画策定小委員会の会議概要についてですが、報告第3号の新町建設計画策定小委員会の審議結果まで含めて、蒲池委員長より報告をお願い致します。

## ○2号委員（ 蒲地 豊 ）

それでは、西松浦地区合併協議会小委員会規程第7条の規定により、第3回及び第4回の会議概要についてご報告いたします。

平成17年1月11日に第3回会議を開催しました。内容は新町建設計画の第7章までについて、素案に基づき協議を行いました。特に、将来像については各委員さんから意見を出し合い「世界へはばたく」「国際交流」「土と水と炎」「まち 有田」の4項目を基本に将来像の案を打ち出し、事務局にて素案を作成し、次回に協議することとしました。

次に、新町建設計画の第8章財政計画について、合併による最大の削減効果である職員数の削減計画を確認し、非合併の場合の投資余力及び合併した場合の削減効果による投資余力等について、財政シミュレーションの説明を受けました。

協議については、次回に提案される財政計画を見て協議することとしました。

次回会議を1月17日（月）午後3時30分から開催することとしました。

第4回会議では、将来像について、事務局から提案がなされ「ひとが輝き 世界へはばたく 土と炎のまち 有田」とすることが確認されました。また、新町における佐賀県の主な事業や、前回から引き続きとなる財政シミュレーションの説明を受け、第8章の財政計画の考え方と10年間の歳入歳出について協議を行いました。

最終的に、今回の新町建設計画を原案として、次回の協議会へ提案することを確認しました。

次に、報告第3号の新町建設計画策定小委員会の審議結果について、ご報告いたします。

西松浦地区合併協議会小委員会規程に基づき、平成16年11月22日に付託された「新町建設計画」について、4回の委員会を開催いたしました。開催状況は5ページに掲載しております。新町建設計画の内容につきましては、第1章から第8章の財政計画から構成されております。詳細については、後ほど、提案事項で事務局から説明があると思いますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今蒲地委員長から小委員会の会議概要と審議結果について報告がありましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

<ありません>の声あり

ないですね。

意見もないようですので、報告第2号と報告第3号の小委員会会議概要及び審議結果の報告については了承されたものと致します。この小委員会の委員の皆さん大変お疲れでございました。

それでは協議事項に入らせて頂きます。

最初は協議第51号、平成17年度西松浦地区合併協議会予算案について事務局より説明をお願いします。

## ○総務班班長（ 大串 学 ）

平成17年度予算案につきましては、仮に合併した際の合併の期日が平成18年3月1日というこ

とですので、それまで、この協議会が継続することを想定しまして、平成18年2月までの11ヶ月分の経費について計上させて頂いております。

資料につきましては別冊1の予算書に基づきまして説明させていただきます。予算書A4の横書きになりますが、ご覧頂きたいと思います。

1ページ目です。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,094万円としています。

2ページ目をお願いします。歳入につきましては2町の負担金が1,093万7千円です。それに繰越金として千円、諸収入として2千円を計上して1,094万円としております。

歳出につきましては、会議運営費としまして118万4千円、これは合併までに調整する事業等について、その状況等を月1回程度の割合で協議会を開催しまして、委員の皆さんに報告、ご承認いただく予定でありますので、来年の2月までの11回分を見当に計上させて頂いております。

それから事務局の運営費としまして596万5千円、事業費としまして、電算システムの統合調査委託や例規集の作成業務委託費などが、今後、出て参りますので369万3千円、それに予備費として9万8千円で、歳出の合計を1,094万円としております。予算書の3ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、ご確認頂きたいと思います。

平成17年度予算案につきましては以上です。

### ○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等ございませんか。ございませんですね。

はい、それでは意見がないようですので、平成17年度西松浦地区合併協議会予算案については原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<はい>の声あり

はい、それでは協議第51号、平成17年度西松浦地区合併協議会予算案は原案どおり承認することと致します。

次に協議第52号、その他協議が必要な事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局長（福島 清人）

はい、協議第52号、その他協議が必要な事業の取扱いについて、次のとおり提案致します。資料は7ページでございます。

その他協議が必要な事業の取扱い、有田町土地開発公社は、新町の土地開発公社として存続する。西有田町土地開発公社は、所有する財産を、有田町土地開発公社へ有償譲渡し、合併の前日までに解散する。

以上提案申し上げます。よろしく審議をお願い致します。

なお、参考資料に基づき担当より説明致します。

### ○計画調整班班長（川久保 常德）

別冊資料の2をご覧頂きたいと思います。別冊資料の2で土地開発公社の関係になりますが、まず土地開発公社は何かということで、飛びますが2ページをお開き頂きたいと思います。

2ページの左上になりますが、土地開発公社とはということで、土地開発公社とは、公共用地などの取得、管理、処分などを行なうことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されます。公社の業務としては、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、道

路・公園・緑地・公営企業のために必要な土地、工業団地などに必要な土地を取得、造成、管理及び処分等を行なう。と、大体こういった業務が土地開発公社の業務ということになります。

次、1ページに戻りまして、現在の両町の土地開発公社の現状ということで、決算を掲げております。

まず有田町土地開発公社が、流動資産で1億5,798万3,642円。あと負債の部、資本の部ということでご覧の数字になります。負債資本の合計が一番下になりますけど、1億5,798万3,642円といったような状況です。次に西有田町土地開発公社が資産の部で4,727万2,582円、負債の部が、ご覧の数字。資本の部についても、ご覧の数字でありまして、負債資本の合計が同じく4,727万2,582円といったような状況になります。

16年度の、今年度の事業計画と致しましては、有田町土地開発公社には特にありません。ただ西有田町土地開発公社につきましては、第4期の前原工業団地の造成事業ということで、現在行なわれておりますのが、予定事業費として1億2,424万9千円という状況になっております。

課題問題点として、土地開発公社は単独又は他の地方公共的団体と共同して設立することができ、新町としては一つの土地開発公社が原則となる。「どちらかの土地開発公社を解散し、その財産を引き継ぐ方法」と「両町の土地開発公社が解散し、新たに新町として土地開発公社を設立する方法」があるということになります。

先ほど調整内容にありましたように、この二番目のどちらかの土地開発公社を解散しということで調整内容と致しております。

先進事例で2ページに若干説明しますと、同じようなやり方で唐津・東松浦の合併協の場合が、唐津の土地開発公社を存続させて、あと浜玉・巖木・相知・呼子の土地開発公社を解散している、といったような状況です。佐賀市についても、佐賀市の土地開発公社による、といったような調整内容となっております。

以下参考法令としまして、土地開発公社の設立の目的であります、公有地の拡大の推進に関する法律の抜粋を掲げております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。何かこれについて意見やご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

#### ○3号委員（川内 雅博）

この調整内容で西有田町土地開発公社を有償譲渡しと書いてありますが、有田町、西有田町とも資本の部の、所謂、公有地の資産とだいたい負債は見合ってるような気がするんですけども、ここでなぜ有田町へ有償譲渡されるのか、その辺は平準化の一つなのかその辺もうちょっとくわしく。

#### ○議長（岩永 正太）

これは平準化とは関係ありませんけれども、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局長（福島 清人）

只今参考資料に基づき申し上げましたように、一つの自治体には、一つの土地開発公社が原則と言うふうなことでございますので、どちらも解散をして新しく一つの土地開発公社を作ることもできますけれども、これは法律に基づいて、西有田の土地開発公社を解散して、有田の土地開発公社が一つ残るわけですから、合併した時には、もう一つと言うふうなことになるということでございます。西

有田に前原工業団地を造成をしておりますけれども、この造成の土地について有償で有田の土地開発公社にお譲りをして、西有田は清算をしていくということになります。

○議長（岩永 正太）

実は今、前原工業団地というのがあります。そこに新たに造成をしているんです。というのは、あそこの中に立地をされている企業がどうしても拡張をしたいと。ですから、そのいわゆる売る相手は決まっているわけです。早急に造成をして下さいということで造成をしております、2月一杯で完成する予定です。それが、実は、1億2,400万ほど。今のところ予定がですね。それは、土地として残ります。それを有田の土地開発公社に引き継いでいただく。その後実際売れるときの値段で、また有償で西有田の方に、その分は返して頂くと言う形になると思います。だから精算は済むということになります。何も借金を持ってそのまま行くということにはならない。ならないということになります。一応そういうことでございます。大体おわかりですか。

はい。他にございませんか。

○2号委員（田代 正昭）

今の説明で大体わかりましたけれども、基本金が、有田が300万と西有田が500万となっておりますけれども、その取扱いは、どのようになさるのでしょうか。

○議長（岩永 正太）

事務局の方からお答えします。

○事務局長（福島 清人）

有田が300万、基本財産としてお持ちです。これは恐らく有田町の方からの資本金だと思いますけれども、西有田町が500万でございます。精算をしますとこの500万は町の方に返すと言うふうなことになりますけれども、一体化するというふうなことになりますと有田と同じく300万は西有田町も積むというふうなことになると思います。

○議長（岩永 正太）

そういうことにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

他にご意見ございませんか。

それではないようでございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

<はい>の声あり

はい、それでは協議第52号、その他の協議が必要な事業の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第53号、地域審議会の設置に関する協議について事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（原口 誠）

協議第53号、地域審議会の設置に関する協議についてご提案申し上げます。

参考資料、別冊2の方の3ページをお開きください。

前回の協議会で地域審議会の設置について確認がなされました。その調整内容がここに書かれておりますが、その2行目に各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるという

ことになっております。

この別に定めるといふことで本資料の9ページをお開きください。地域審議会の設置に関する協議(案)といふことでご提案を申し上げるものです。読みます。

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の有田町及び西有田町の区域(以下「関係区域」といふ)ごとに地域審議会(以下「審議会」)を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称は、関係区域ごとに、それぞれ有田地区地域審議会、西有田地区地域審議会とする。

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成23年2月28日までとする。

(所掌事項)

第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関すること。
- (2) 新町建設計画の執行状況に関すること。
- (3) 関係区域を単位とする地域限定基金の運用に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

2 審議会は、関係区域に関し、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べるができる。

(組織)

第5条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、関係区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 前項第4号の委員の人数は、2人以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

次のページをお願いします。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(補則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

附則

(施行期間)

1 この協議は、平成18年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この協議の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(見直し)

3 町長は、この協議の施行後平成23年2月28日までの間に、この協議の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上提案申し上げます。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問等ございませんか。

はい、岩崎委員さん、どうぞ。

## ○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

8条の3、委員の出席についてが、2分の1になっていますけれども、3分の2にお願いしたい。ということは、審議委員が10名以内になっていますので、例えば8名になる場合もありましょうし、その中で、出席が何名かでは、あまり審議会の意味合いがないということで、8条の3項。委員の3分の2以上の出席をお願いしたいということを提案したいと思います。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

只今、西有田の岩崎委員さんの方からそういう提案がございました。第8条3項の会議は委員の2分の1以上というのを3分の2以上が出席しなければ開くことができない、そういうふうに修正をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

よろしゅうございますね。それでは只今の修正のご提案がありましたが、提案通りということでもよろしゅうございますね。

はい、それでは第8条の3項、会議は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことが出来ないという、この条文を修正をし、後は原案どおりでよろしゅうございますか。

<はい>の声あり

はい。それでは第8条の3項のみを修正をしまして、後は原案どおり承認することと致したいと思っております。

それでは次の提案事項に進みますが、新町建設計画案について事務局より説明をお願いします。

## ○計画調整班班長（ 川久保 常德 ）

先ほどの小委員会からの報告でもありましたように、新町建設計画について提案をさせていただきたいと思っております。

なお、この建設計画につきましても、県との協議が必要となります。合併特例に基づきまして、県との協議が必要となっておりますので、県からの最終報告といえますか、協議の回答を待って、正式に協議事項として提案をさせていただきまして、確認を頂きたいというふうに思っております。

今回は先ほどの小委員会の報告とさせていただきたいと思っております。

早速内容の説明を若干させていただきたいと思っております。別冊の計画案をご覧頂きたいと思っております。

まず表紙に新町、町づくり計画と言うふうに明記しております。これは法的には新町建設計画となっておりますが、なるべく住民の方にわかりやすいようにということで、町づくり計画と言うふうな文言を使っております。将来像として「ひとが輝き 世界へ羽ばたく 土と炎のまち 有田」という将来像を掲げております。

内容について若干説明をさせていただきます。

1ページ、2ページが合併の必要性等を明記致しております。

3ページに計画策定の趣旨ということで、新町の町づくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新町の一体性の速やかな確立、住民の福祉の向上などを推進するとともに、均衡ある発展を図ろうとするものです。有田町、西有田町の既存の計画を踏まえた上で、発展的に継承するとともに、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画）に委ねるものとします。

計画の構成としましては、次の8項目で構成をしております。計画の策定にあたってということから地域の概要、主要指標の将来推計、新町建設の基本理念・将来像・基本方針、地域別整備方針、

新町の施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画といった構成でなされております。計画の期間は、合併から10年後の新町の将来を展望し、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とします。

第2章、第3章までは地域の現況ということで掲げております。

主なところで20ページに将来人口の推計を載せておりますが、20ページの下の表をご覧くださいと、現在、両町でご存知のように22,314人これは国勢調査の人口になりますが、老年人口で4,848人、21.7%の方がいらっしゃいます。世帯数としては6,881世帯、就業人口としましては11,273名の方になります。これが、合併の10年後の平成27年には、推計と致しまして、人口が20,968人、老年人口が6,155人の29.4%を占めてくるというような推計になっております。世帯数就業人口についてはご覧のとおりとなっております。以上が将来人口の推計です。

次のページの21ページに、先ほど申し上げました将来像を掲げまして、基本理念に基づきます将来像と基本方針ということで6項目、協働により、行財政の効率化を図るまち・共に支えあう、健やかなまち・安全、安心、やすらぎに満ちたまち・新しい出会いにつながる交流のまち・伝統を生かした活力ある産業を創るまち・ゆとりある心が育つ結いの町、ということで6項目を掲げております。

この6項目を各項目ごとに説明を致しましたのが22ページからということになります。具体的に図でご説明致しますと33ページに図面を載せておりますが、地域別の整備方針ということで、両町を凡例のところの説明致しますと、ピンクの部分が市街地域と黄色のところが集落と農林業の振興地域、緑のところは緑豊かな山林地域、あと生活文化拠点ということで、丸でくくっております。

ゾーニングにつきましては、この四角でくくっている。沿線商業ゾーン・自然保養ゾーン・農業景観保全ゾーン・自然公園ゾーンといったような形で、地域別の整備方針ということで示しております。

次に34ページからが新町の施策ということで将来像に基づきまして、先ほどの基本方針6項目を主要施策別に説明したものがご覧のとおりになります。以上6項目を22項目に分けて施策ということで、次のページの35ページから分野別の施策事業ということで、具体的施策事業というものをそれぞれ項目別に掲げております。

若干内容を説明致しますと、37ページに行財政改革の推進というふうなところで、施策事業の中では行政事務処理システム統合整備事業・行財政改革の推進・職員の能力開発の推進・行政評価システムの確立・民間活用による事務処理の推進といった内容を掲げております。

次に福祉関係では38ページに具体的福祉政策の拡充ということで、子育て支援事業の充実・高齢者・障害者福祉事業の人材育成事業・福祉ボランティアの人材育成事業・地域福祉計画の策定・高齢者の生きがいと健康づくり事業の充実といった内容。

次に39ページが健康づくり関係の事業あたりを載せております。

40ページ、医療体制の整備ということで、公立病院の施設整備（増改築）・小児医療体制の充実・夜間救急外来診療体制の充実・救急医療連携体制の確保といったような内容を掲げております。

すみません次に飛びますが、47ページが農林業の振興関係。

次に48ページが陶磁器産業の振興ということで窯業関係施設との連携事業・新技術による商品の開発支援事業・やきものイベント（有田陶器市等）の宣伝事業・窯業教育機関の充実・需要開拓支援事業・人材養成支援事業といったものを掲げております。

次のページが商工業の振興と企業誘致の推進といった内容に致しております。

50ページからが教育関係の各施策を掲げております。

次に53ページに新町における県事業の推進ということで、佐賀県の主な事業について事業推進に向けて、関係機関と協議を行って行きますということで掲げております。

第7章、次のページ54ページに、公共施設の適正配置と整備といったようなこと。

それと第8章55ページに財政計画について掲げております。

若干内容を説明しますと、10年間の財政運営の指針となるようにということで、普通会計ベース、一般会計ベースで作成を致しております。作成の方法としては、中ほどにあります基準年度の数値を元に、各項目ごとに条件を設定して推計を致しております。

歳入について若干説明を致しますと、①のところですが、国・県の財政支援制度の活用ということで、合併特例債の建設事業分については80%を見込んでおります。それと振興基金の造成については約10%の見込を行っております。

あと国・県からの支援ということで、合併直後の臨時的経費に対する財政支援、普通交付税措置になりますが、それと合併に伴う包括的特別交付税措置、それと合併市町村交付金、これは県から来る分になりますけれども、それぞれ全額を見込んでいるといった内容になります。

地方税につきましては、人口の減という先ほど説明いたしましたけれども、それを踏まえて推計を致しております。

地方交付税につきましては基準年度から23年度まで毎年度3%減ということで見込んでおります。それに特例債あたりの交付税措置あたりの加算を致しております。

それと国・県支出金につきましては、現行制度を基本に扶助費の総額等を踏まえて推計を行っております。

次のページですが、地方債につきましては合併特例債の、先ほど言いました80%を毎年均等に借り入れると言ったようなことで試算を致しております。

次に歳出面につきましては、人件費ですけれども、最も大きな削減効果になりますが、現在、中ほどにありますけど、一般職は15年度末で263人と、一部事務組合の47人の方を見込んでおまして67人の減少といったような形で経費の削減効果を見込んでおります。263人から67人を引きまして196人。最終的には196人まで持っていこうという形に致しております。

次に扶助費・物件費、物件費につきましては毎年2%減を合併による事務費の削減効果ということで見込んでおります。

補助費等につきましては、5年目までに3%減を毎年見込んでいるという数字です。積立金・繰出費それと投資的経費というようなことで一般財源の余力におきまして、投資的経費を計上しているといった内容になっております。

以上が財政計画の算出の基礎となるものになります。

次に最終ページですが、57ページに歳入ということで、合併初年度18年度ですので、それから27年度までの財政計画を算出いたしております。

地方税につきましては先ほどの人口減があります関係上、初年度の16億2,300万から最終的に15億9,100万程度に落ち込むだろうということです。

あと大事なところで地方交付税につきましても、初年度の42億3,600万から最終的には34億8,500万程度になるのではないかとということ。

それから歳入合計ですけれども、初年度で84億3,600万から最終的には78億9,800万程度になるだろうと言うふうなことで、財政計画を行っております。

歳出につきましては人件費というところで、先ほど言いました削減効果が最も大きいものですが、初年度の20億6,600万から16億1千万、扶助費については高齢者の人口の伸びがありますので、徐々に上がってくるように試算いたしております。

物件費については、先ほどの2%減を見込み、補助費等については、基本的に5年度間の3%減、あと投資的経費ということでご覧のような数字をあげております。

これは国・県の合併支援におきます経費もここに計上いたしております。

歳出合計につきましては、先ほどの歳入と同じ金額と言うふうなことで計画を作り上げているとい

ったような状況になります。

以上簡単でありましたが、新町まちづくり計画案の説明を終わらせて頂きます。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から新町建設計画案について説明がありました。何かこれについてご質問等ございませんか。

どうでしょうか。よろしゅうございますか。

はい。それぞれ小委員会で色々と議論をされてこられたことだと思います。

それでは只今の新町建設計画の案について、県との事前協議があります。その協議に入るということでご承認いただけますでしょうか。

<はい>の声あり

はい、ありがとうございました。

それでは新町建設計画案についてはこれを事前協議として県と協議を致します。

次はその他に移りますが、その他について事務局から何かありませんか。

それでは本日予定された協議はすべて終わったわけですけれども、委員の皆さんから何かご意見やご質問等ございませんか。

事務局から他にありませんか。

○事務局長（ 福島 清人 ）

事務局からですけれども、今、新町建設計画案について、県への事前協議と言うことでご承認を頂きました。

これから県の方と事前協議を行うわけですけれども、ほぼ一ヶ月近くこの事前協議に時間を要するというのでございます。そういうことで、その協議が終わり次第、建設計画の小委員会を再度開催をしていただきまして、その後この合併協議会に協議事項提案として最終の提案をしたいと思っております。

そういうことで、次回の協議会の会議を2月の下旬に開催をしたいと思っておりますけれども、まだ県との協議の日程が確定を致しておりませんので、最終の協議が確定いたしておりません。まだ、日程は未定でございますけれども、2月の下旬ということで行いたいと思っております。後、詳しく決まりましたら皆様方にお知らせをし、おつなぎをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは一応今日の協議は終わりました。本日は大変お忙しい中に熱心にご審議を頂きありがとうございました。本日の協議で44の協定項目のすべてについてご協議を頂き、ほぼ確認を終えたということになります。この協定項目を元に住民説明会を開催していきたいと思っております。

また次回の協議会については、今、先ほど事務局長から話がありましたとおり、2月下旬になる予定でございます。どうぞひとつ今後とも皆さん方のご協力をお願い申し上げて、本日の会議を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 （ 16時23分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---